

○盗品売買等防止団体に係る承認の取消し

(第 29 条)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

平成 30 年 10 月 24 日

処分基準

平成 30 年 10 月 24 日作成

|          |  |
|----------|--|
| 法令名      | 古物営業法施行規則  |
| 根拠条項     | 第 29 条   |
| 処分の概要    | 盗品売買等防止団体に係る承認の取消し   |
| 原権者(委任先) | 岡山県公安委員会   |
| 法令の定め    | 古物営業法施行規則第 23 条(盗品売買等防止団体に係る承認)  |
| 処分基準     | 古物営業法施行規則第 29 条各号に該当する場合、承認を取り消すこととする。ただし、次のように帰責事由がない場合又は悪性がごく軽微な場合であつて、かつ、当該事態を速やかに是正、回復等を行うことが可能であると認められる場合で、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除く。<br>・法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第 4 条第 1 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。 |
| 問合せ先     | 生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室   |
| 決裁区分等    | 岡山県公安委員会   |